

議案第 17 号
議決第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
制定の件

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定したい。よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月13日 提出
始良市長 湯元 敏浩

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(始良市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 始良市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成22年始良市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(始良市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 始良市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成22年始良市条例第188号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(始良市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第3条 始良市個人情報保護法施行条例(令和4年始良市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に

定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。